

# サイバネティック・アバタープラットフォームのガバナンスへの一考察

○氏名 出井甫 Hajime Idei、氏名 赤坂亮太 Ryota AKASAKA

**Keywords** : サイバネティック・アバター、プラットフォーム、ガバナンス

## 1 目的

ネットワークを通じて同時に複数の遠隔地やサイバー空間上のアバターにジャックインし、複数の事象を同時に経験したり他者との協働を可能にするサイバネティックアバター（以下 CA）技術の開発が進んでおり障害者の就労や遠隔地での活動を可能にするものとして社会実装が始まっている。このような技術では事業者とユーザーをつなぐプラットフォーマーの役割が重要であるが、既存のデジタルプラットフォーム事業と比べてどのようなガバナンスが必要かという点は不透明である。そこで本報告では CA プラットフォーマーのガバナンス課題について把握し、特有の課題について整理する。そのうえで、このような課題についての対策について若干の検討を行う。

## 2 方法

CA プラットフォーム事業を展開している事業者へのインタビューを通じて、CA プラットフォームにおいて扱われるデータや CA 技術が持つ特有のガバナンス上の課題を抽出する。そのうえで、CA プラットフォーマーのガバナンスのあり方について検討する。

## 3 結果

CA に情報通信技術という側面がある以上、パーソナルデータ等、既存のプラットフォームと同様の課題がある一方で、通信先が移動可能なロボットである点から生じるガバナンス上の課題がある。具体的には、①カメラを搭載していることから公共空間および準公共空間においてロボットの移動にともなって撮影されるデータについてはどのように撮影されていることを通知し処理するか、カメラをどのように設置するかという点、②ロボットであることから物理的に人やものに損害を生じさせる可能性があり、この場合において、どの程度監視すればよいのか、操縦者の情報を被害者に開示するか、操縦のログデータを保存するか、という点が問題となる点③外形的にロボットを操作している者が判明しないことによる悪用が想定され、このようなロボットの使用をいかなる場合にまで認めるかも問題となる。対応案として①については、国家法・非国家法等の規範によってプラットフォーマーに対し提供するロボットの撮影能力を公表するよう義務づける。また、アーキテクチャの観点から、高さや大きさ等の技術的な標準を策定し、沿った開発を行うことも考えられる。②の点についてドライブレコーダーのような記録媒体をロボットに設置させることを義務付ける。被害者に対して一定の場合に当該媒体内のデータを開示させる制度を設けるといったものが考えられる。③の点については、匿名性ゆえの利便性があることも踏まえつつ、例えば一定の資格を必要とする仕事（医師、弁護士など）や危害の可能性のある仕事（工事、運送など）に用いる場合は本人確認の義務付けや登録制を導入、一定の要件における操縦者情報の開示制度等が考えられる。

## 4 結論

以上のように CA プラットフォームのガバナンスにおける課題について把握し、その対策について若干の検討を行ってきた。ガバナンスの検討においては上記法政策的な観点に加え、手法（法・アーキテクチャ等）やガバナンスの主体（政府、民間組織等）など様々な観点から分析が必要となる。

### 【主要参考文献】

出井甫, 赤坂亮太, 川口碧, 南澤孝太; サイバネティック・アバター社会に伴う法的課題の一考察, 第 27 回日本バーチャルリアリティ学会大会論文集 (2022)